平成26年2月28日(金曜日)

議事日程第1号

平成26年2月28日(金曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第1号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第3号 平成25年度八峰町一般会計補正予算(第9号)

出席議員(14人)

	1番	松	畄	清	悦		2番	見	上	政	子		3番	柴	田	正	高	
	4番	丸	Щ	あっ	つ子		5番	門	脇	直	樹		6番	腰	Щ	良	悦	
	7番	皆	Ш	鉄	也		8番	福	司	憲	友		9番	Щ	本	優	人	
1	0番	佐	藤	克	實	1	1番	四	部	栄	悦	1	2番	鈴	木	_	彦	
1	3 番	苩	嶹	達	美	1	4番	須	藤	正	Д							

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	伊藤	進
教 育 長	千葉良-	総務課長	田村	正
会 計 課 長	小林慶和	企画財政課長	武 田	武
町民生活課長	金 平 公 明	福祉保健課長	大 高	伸一
管 財 課 長	佐々木 充	税 務 課 長	田村	功
教 育 次 長	小 林 孝 -	生涯学習課長	金 田	千 秋
産業振興課長	須藤徳雄	農林振興課長	佐々木	喜兵衛

建設課長 田村 博 幼児保育課長 日沼正明

農業委員会事務局長 米森博孝 学校給食センター所長 木村 学

あきた白神体験センター所長 工 藤 金 悦

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明 書 記 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長(須藤正人君) おはようございます。

これより平成26年第1回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は八峰町議会会議規則 第124条の規定により、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さんの3 名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限 りと決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。加藤町長より発言を求められておりますので、今 議会提出議案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第1回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年の冬は県南の内陸部などで記録的な大雪となり、県でも40年ぶりに災害対策本部 を設置するなど対策に努めているところであります。

当町の降雪量は、1月までは例年に比べ少なめに推移しておりましたが、2月に入り 平年並みの降雪になっております。除雪につきましては、万全を期しているところであ ります。 さて、諸般の報告につきましては、3月議会定例会で報告したいと思います。

また、本日は議会終了後に議会全員協議会の開催をお願いしておりますのでよろしく お願いたします。

それでは今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第1号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、 椿台コミュニティセンターと滝の間コミュニティセンターを条例に追加するものであり ます。

議案第2号、公の施設の指定管理者の指定については、椿台コミュニティセンターと 滝の間コミュニティセンターの指定管理者としてのそれぞれの自治会を指定するもので あります。

議案第3号、平成25年度八峰町一般会計補正予算(第9号)は、規定額に228万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億5,780万4,000円とするもので、歳出の内容は、 林道水の目線改良工事費の追加であります。

以上、今議会臨時会の議案は3件であります。詳細については各議案提案の際、説明 させますのでよろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。 以上であります。

○議長(須藤正人君) 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗 読は省略させたいただきます。

日程第4、議案第1号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定 についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてご 説明いたします。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの でございます。

平成26年2月28日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございますが、八峰町が設置しているコミュニティセンターに、椿台コミュニティセンターと滝の間コミュニティセンターを追加するため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧になってください。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例ということで、別表第1のように現在コミュニティセンターは、8つありますが、これに椿台コミュニティセンターと滝の間コミュニティセンターの2つを追加するというもので、椿台コミセンにつきましては、八峰町八森字椿144番地22、滝の間コミュニティセンターにつきましては、八峰町八森字滝の間244番地1に位置しております。

この条例は、公布の日から施行するものでございまして、椿台コミセンは2月14日に 完成しております。それから滝の間につきましては3月7日に完成する予定となってお りますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(須藤正人君) これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可 決されました。

日程第5、議案第2号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) 議案第2号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、 別紙のとおりコミュニティセンターの指定管理者を指定するものでございます。

平成26年2月28日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方

自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 次のページをご覧になってください。

別紙ということで、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称につきましては、椿台コミュニティセンターと滝の間コミュニティセンターでございます。指定管理者となる団体の所在地及び名称でございますが、椿台につきましては、八峰町八森字椿台4番地3、椿台自治会、会長佐藤勇一。滝の間につきましては、八峰町八森字滝の間244番地1、滝の間自治会、会長門脇茂。

指定の期間でございますが、椿台コミュニティセンターにつきましては、完成しておりますので、平成26年3月1日から平成31年3月31日までの5年と1か月ということでございます。滝の間の方につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。 2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) 改めまして指定管理ということで、ちょっとお尋ねいたいんですけども。どこまでが町の管理上、破損したり、設備とかいろいろあるんですけども。 どこまでが町でそれを負担しなければならないのかということ。前も聞いたことがあるんですが再度その境界線ですね、その辺をちょっと説明お願いします。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 今回の施設につきましては、コミュニティセンターでありますけれども、各自治会館として使用することになります。それでまあ、この自治会館につきましては、各自治会の管理・運営にかかる費用は自治会の負担ということになりますけれども、修繕等でですね、10万円以上かかった場合は町で2分の1補助するという制度がありますので、それをご利用していただくことになります。
- ○2番(見上政子さん) 2分の1…。
- ○総務課長(田村 正君) はい。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) 一つはですね、椿台のコミセンの住所が前の書類の方と合わない んだけど、この理由。

それからもう一つは、各コミセンがあるわけですけども、各コミセンで、例えば具体

例を挙げると、エアコンの台数が違っているわけですよね。で、それはどういうふうな 理由からそういうふうになるのかね。地元の要望なのか、その違いによって差が出るの かどうか。その辺を説明していただきたいと。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) まず1点目の住所の違いということでありますけれども、今回の指定管理者となる団体の住所を記載しておりますので、コミュニティセンターがある住所ではございません。それで、各自治会でですね、自治会の住所、いわゆる事務所を規定しております。規約で規定しております。それで、椿台の場合は、会長さん宅が自治会の事務所ということになっておりますので、ここは佐藤会長さんの住所というふうになっております。滝の間の場合は、自治会館がある所が事務所ということになっているようですので、このような所在地というようになっております。

それからエアコンについては、かなり自治会のご要望に沿った形でやっています。以前に建設したコミセンについては、1つかあっても2つだと思いますけれども、もっと早く建てている所はもしかしたらないかもございません。いずれ自治会のご要望に沿った形でこれからもやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可 決されました。

日程第6、議案第3号、平成25年度八峰町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) それでは私の方から議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号、平成25年度八峰町一般会計補正予算(第9号)。

平成25年度八峰町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ歳入歳出228万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億5,780万4,000円とするものであります。

平成26年2月28日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

そういうことで、皆さんのお手元の方に林道水の目線の改良工事の詳細について書類行っていると思うんですけども、実は昨年の10月にこの林道水の目線の改良事業ということで、工事発注しているわけでありますけれども、工事の施行中に法面が新たな崩落があったということで、まあこの改良に苦慮していたわけでありますけれども、実は今回県の方から平成25年度の補正予算で補助金もつきますので、対応してもいいですよというお話があったものですから、今回お願いするものであります。

そういうことで私の説明の後に担当の課長の方から補足説明をして、それから皆さ んの方からご審議いただいて、ご決定賜ればと思います。

そういうことで、まず最初に歳入ですけども5ページですが、今申し上げましたように15款2項5目の農林漁業費県補助金ということで、2分の1相当の165万円を補正するものであります。林道改良事業費補助金であります。

それから、後の不足分については、19款1項1目の繰越金で対応するということで、 63万7,000円を補正するものであります。前年度繰越金であります。

歳出の方では、工事費の追加ということで、6款2項3目の林道整備費ということで228万7,000円の補正であります。林道水の目線改良工事であります。ひとつよろしくお願いします。

- ○議長(須藤正人君) 佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) そうすれば私の方から事業の概略を説明したいと思います。皆様の方に林道水の目線改良事業位置図と書かれた資料配布されていると思いますけれども、そちらの方をご覧いただきたいと思います。

まず、工事の箇所でありますけれども、通称ビューシーラインと言われているその 町道の方から林道の湯の沢線を通って、留山に向かう林道ということです。水の目線 でございます。

それで、2枚目、3枚目には、工事の状況、それから法面が崩落した状況が映され

ていると思います。で、この崩落した土砂を撤去するために、追加でかかる費用っているとで、補正計上してございます。

それで、概要でございますけれども、4枚目の方、ご覧いただきたいと思います。 主な内容ということで書かれてございますけれども、工事の場所は、檜沢地内、そ れから工事の契約者は、大森建設株式会社八森本店でございます。で、工期は、平成 25年10月18日から平成26年3月25日までで、変更理由でございますけれども、平成25 年12月27日に突如、法面の整形上部の方から崩落があったということで、土量等数量 の変更、それから工事費の変更が必要になってしまったということでございます。主 な工事内容と数量については、下の方に書いてございますけれども、林道改良がL= 100mということで、以下、切土、盛土、コンクリート路面工、法面保護工、安全施設 工、排水施設工、これらを合わせた工事一式で、下の方に金額書いてございますけれ ども、1,648万5,000円ということで工事を進めていたと、そういうことでございます。 それで、土砂の崩落があったということで、変更になった所は切土の部分、368㎡の所 が602㎡増えまして970㎡になったと。それから法面の整形面積が、223㎡増えまして1763.2 ㎡から1986.2㎡、約2反歩に増加したと。それで、法面保護工、これにつきましては、 土量と同じく1986.2㎡を工事やるわけですけども、この全体の面積に金網のようなも のを全部掛けて、その上から植生機材を吹き付けると。3cm位の種子のついたものを 吹き付けると。それで、法面を保護すると。そういうふうな工事でございます。

そういうことで、全体のこの変更に要する経費が398万6,000円必要なわけでございますけども、下の方に書いていますけれども、工事の予算に対して入札差額が169万9,000円ありました。で、いうことで、今回不足分の予算につきまして、228万7,000円を補正計上させていただいたと。そういうことでございます。それで変更後の契約金額は、2,047万1,000円で3月25日までに工事を完成させたいということでございます。

よろしくお願いします。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。 3番柴田正高君。
- ○3番(柴田正高君) 今の説明で、新たな追加工事発生したわけですけども、これに伴 う工期の延長は行われたのでしょうか。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) はい、お答えいたします。

上の方に工期、10月18日から平成26年3月25日までと書いてございますけれども、当初この発注した工期は、平成25年10月18日から1月31日までと。というふうな工期でした。それで、崩落があったということで、工事そのものの設計の見直し、県との協議、そういうことでもうこの工期内では間に合わないということで、工期の延長だけをしております。それで、3月25日までの工期の変更という具合にしてございます。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- ○1番(松岡清悦君) この道路は私も年に何回か通ります。留山に行くとなれば必ず通る所なんで。ほとんど行ったときに大なり小なり崩れている箇所でした。で、どの辺までこういう土質なのか分かりませんが、今回、道路にどのくらい大規模だったら危ないかですね。留山は交通量も結構多いのでもしかして車走っているときにこういう土砂崩れが起きれば大変だなという思いがするわけです。まあ今回この保護も工事として加わったのでこの辺は今度は安心と言いますか、ある程度は崩落を防げると思うわけですが、ここだけでなくて、何箇所かこういう土質の切った所があるわけですね。毎年春先なれば雪解けと同時に崩落あって行けない。あるいは、片側だけ通っているという箇所があるわけで、全国でもこういう崩落に伴う災害・事故が発生している中で、毎年こうやって崩落する土質の林道がある所は、やはり処理だけでなくてね、未然にその多少の崩落あっても安全に通れるような対策も抜本的に考えるべきではないかなと思うんですが、その辺は今回検討されましたか。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- ○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) ただいまの質問にお答えします。

それこそこの管内の林道につきましては、路線数、それから延長かなりございます。 それで、できればその危ない箇所と言いますか、前もって工事できればいいわけでござ いますけれども、なかなかその予算的なものもございましてできない状況でございます。 しかし、国とか県とかその有利な交付金なり補助金なり、そういうものが活用できるの であれば早めに対応していきたいとそういうふうに考えてございます。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- ○1番(松岡清悦君) 林道とかは春先に雪解けになれば、あちこち林道、作業道については、崩落結構あって通れない所があるのですが、この道路に関しては年中留山に出入

りする車が往来するし、町外のお客さん、車、あるいはマイクロバスが通る道なのでほかの林道と一緒でなくて、ここはある程度やはりそうした観点で道路の安全性といいますか、それやはり私、検討すべきでないかなと思いますが、その辺のその先ここの道路ですよ、全体の林道とかでなくて、この道路の崩落からの安全をどうやって確保していくのかやっぱり検討していくべきと考えますが。もう一回お願いします。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。
- ○副町長 (伊藤 進君) はい、今の松岡さんからご質問ありました、それからうち方の 課長が答弁しましたようにですね、林道につきましてはいろいろそれぞれ町道に比べる と危険な箇所たくさんあります。そういう意味で今たくさんの外部からも人も来るため に水の目線云々というわけでありますけれども、いずれ財政ともやっぱり、財政的な面も考慮しなければいけませんしね。そういう面では林道、できれば基幹林道を主体にあれですけども、やはりその緊急度、危険性を見た緊急度とかそれから、法面勾配とかですね、そういうものを考慮しながら、住民の声を聞きながらですね、やらなければならない所はやっていきたいと。そして、できれば国の制度だとか、県の制度だとかいろいろ財政的に有利なものを活用した中でやっていきたいというのが本音でありますので、何とかひとつご理解いただきたいと思います。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 先ほど松岡議員からもそれぞれご質問あったわけですけども、やはり春先に崩落があるということは、何らかの地質的な問題とかそういったものがあるだろうという具合に思うわけですが、原因を特定をすることはかなり難しいと思うわけでありますけれども、早めにやはりどういったことが原因で、そうするとどういう対処をして未然に防止できるのかというところもやはりこれからやっていかなくてはならない一つの方法でないかなという具合に思いますし、まあ難しいだろうとは思うんですけども、その付近をキチッとやっておかないと先ほど来からご指摘ありますようにこの後また引き続き同じような災害が毎年発生するということになりますと、大変なことになるかと思いますので、併せて、地質の調査だとかそういったものも併せてやって事故の未然防止にやっていただければいいのではないかと思いますので、そこら付近の考え方も併せてご答弁いただければと思います。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤 進君) はい、先ほど松岡議員にもお答えしましたように、重々、林道

には危険な箇所とかそういう箇所いっぱいあるのは承知しております。おそらく当初路 線選定する際にもいろいろそういう実施調査とかやったと思いますが、おそらくですね、 やはり生産基盤を強化するということで、そちらの方優先してやっぱり作った経緯があ ると思いますので、そういう意味で実際に作ってみたら思ったより崩れる箇所があると か、例えば路肩決壊するとかですね、いろいろあると思いますので、その辺は重々点検 しながらですね、この後、安全確保につなげていきたいと思っていきますのでひとつよ ろしくお願いします。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。11番阿部栄悦君。
- ○11番(阿部栄悦君) 財政のこともありますので、なかなか思うように立派にという わけにもいかない。いろんな条件があるわけですが。また、自然災害ということで、な かなか予測しにくい点があるかと思います。

しかし、林道という性格からして今までいろいろ見てきたわけですが、やった後からまた何年か経つと崩れているということで、お二方からお話があったわけであります。 それで、大体そういうことに関してお話をすると、今副町長がお話しされたような答 弁なんですよ。

で、それが間違っていると思いません。そのとおりだと思いますが、今具体的に写真を見てみたりしますと、岩盤のような気がする。それにどのくらいの傾斜、角度なんか分かりません。かなりまあいいんだろうなと思うところもあるんですが、要するに角度と問題は融雪あるいは湧水等で上から来ると、これはいくらやっても崩れてくる現象も起きます。

それからですね、もう一つ疑問に思ったのが、岩盤に法面保護工として吹き付けされるようですが、これもやっぱりやりようがないといれば最高の今の基準に従ってやっているんだろうとは思いますが、岩盤にね、網を貼るか何か分かりませんけれども、それに吹き付けをされるんだろうと思うんですが、技術は確かによくなっていますけども、やっぱりその相性というのは下に土があって生えて、草がこう生えることになるといいんですが、もともと岩の所にそういう施行をしても、やっぱり付きにくいという欠点もあるわけです。だからそういう点をやっぱり考慮しながら今後もですね、やっていかないと。

県とか国に話すこと、かならず予算の面でこれ以上できないことになる。もう大方土 地改良等の工事でもそうです。私どもが地元として雨降ればこうだから駄目だと言って もほとんど聞いてもらえません。県の主導であんまり言うと、「じゃあ、あなた方が好きなようにやれば」と、こういうことになるわけです。で、結局地元は、県の言うこと、あるいは国の言うこと聞かざるを得ないということになりましてね、この辺にもやっぱり私、問題があると思うんですよ。

だから、先ほど副町長もお話しされた、やっぱり地元の声もね、今言ったお二方の声もありますし、やっぱりそういうのを聞きながら一番適しているやり方ということでどうかということで、そういう配慮も必要ではないのかなとこう思います。

まあ、確認のためと言いますか、老婆心ながらのご質問でありますけれども、ひとつ お答え願えればいいと思います。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤 進君) はい。私も若い頃は林道の方は7、8年担当してまいりました ので。

実は今言ったこの法面の保護が分かりずらいというか。本当は安定勾配取れればいいわけでありますけれども、場所によってはなかなかこの安定勾配も取れないということで。普通であれば、一番安いのでいくと3種類の草を吹き付けるとか、それから部分補修。それで止まらない所であれば土を吹き付けてそれに種子を埋め込むとか。その方法の植生のですね、機材吹き付け方法というのが金網やっているということで、今、阿部さん言ったとおりその地盤そのものが嘘であればいくら上に吹き付けても今までやった箇所見てもどうしてもやっぱり…草、つきやすい方法ではあるんですけども、やっぱり下から数えてくると上滑りするということで、だから効かない所もあるんですけども、今考えられる方法で、実はこれやる前に今時期的なものもありまして来年ですね、そうすれば町のお金だけでやった方がいいのかとかいろいろ考えたんですけども、ただ方法的にはかなりまあ今年まあ暖冬といいますか、早く春来るようなあれもありますので、まあこの方法でやればおそらく草が付くんでないかなと。それで勾配的に見てもほかの箇所から見れば結構安定勾配的な三分(さんぶ)以下のですね、勾配だということで、今回はこれやりましたけれども。

いずれ少なくとも林道改良やる時は、ほとんど法面方法いろいろ検討してやっています。それぞれの場所にあった勾配取れる所であれば勾配をとると。勾配を取れない所であればできるだけそのいい方法でやるという方法でやっていますので、これからも事業の実施に当たってはその辺は今まで以上に考慮しながら実施してまいりたいと思います

ので。ただ、いかんせんお金のかかる話でありますので、県・国それから会検が来ると 一番最初にやられるのは過大設計でないのかというのが一番のあれでありますので。過 大設計となると財政的に返還するものがありますので、実質的にはこういうものも考慮 しながら最善の策を取っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可 決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。本日の会議を閉じます。これをもって平成26年第1回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時29分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤正人

同 署名議員 2番 見 上 政 子

同 署名議員 3番 柴 田 正 高

同 署名議員 4番 丸 山 あつ子